主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人岸達也の上告趣意第一、二点は、原審で主張も判断もない第一審における 単なる訴訟法違反の主張であり、同第三点は、違憲又は判例違反をいうも、第一審 判決は、証拠として被告人の自白の外被害報告書、各報告書を挙げているから、そ の前提を欠くものであり、同第四点は、事実誤認の主張であつて、いずれも、刑訴 四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきもの とは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で 主文のとおり決定する。

昭和二八年一一月二六日

最高裁判所第一小法廷

輔	悠	藤	斎	裁判長裁判官
毅		野	真	裁判官
郎	Ξ	松	岩	裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官